

平成28年度 第2回湖西市スポーツ推進審議会議事録

- 1 日 時 平成29年2月16日(木) 午後3時00分～午後3時30分
- 2 場 所 湖西運動公園管理事務所 会議室
- 3 出席者 委 員／飯田康仁・佐々木千代子・竹島清一
白井富士子・松下和弘・森俊幸
中嶋貞子・松山淳・小松健次
事 務 局／山下宗茂(教育長)・落合 進(次長)
河合利和(課長)・藤井鉄明(係長)
味岡和季(副主任)
- 4 審議事項 審議第1号 特定非営利活動法人湖西市体育協会補助金交付要綱の一部改正について
審議第2号 湖西市青少年スポーツ育成補助金交付要綱の一部改正について
審議第3号 平成29年度スポーツ団体に対する補助金等の交付について
- 5 報告事項 報告第1号 公の施設の指定管理者の指定について
- 6 公開・非公開の別 公開(傍聴人なし)

【審議事項】

審議第1号 特定非営利活動法人湖西市体育協会補助金交付要綱の一部改正について

(事務局) 要綱の効力が平成29年3月31日までとなっており、次年度以降も活発に継続されることが見込まれることから、今年度限りとされている効力期限を平成32年3月31日まで延長するものであります。

(会 長) 以上で説明が終わりましたが、質問・意見等ある方はお願いします。

(委 員) 特になし。

審議第2号 湖西市青少年スポーツ育成補助金交付要綱の一部改正について

(事務局) 要綱の効力が平成29年3月31日までとなっており、次年度以降も活発に継続されることが見込まれることから、今年度限りとされている効力期限を平成32年3月31日まで延長するものであります。

(会 長) 以上で説明が終わりましたが、質問・意見等ある方はお願いします。

(委員) 特になし。

審議第3号 平成29年度スポーツ団体に対する補助金等の交付について

(事務局) 湖西市スポーツ推進審議会条例第2条(掌握事務)の文中に「法35条」とありますが、スポーツ基本法第35条には、スポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合は、スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならないと規定されていることから、平成29年度に補助金の交付を予定している件について、審議会の意見を伺うものであります。

(会長) 以上で説明が終わりましたが、質問・意見等ある方はお願いします。

(委員) 補助金の額は今年度と来年度と比べて増えているのか、減っているのか。

(事務局) 体育協会への補助金は今年度と比べて130万円ほど減額となっている。理由としましては、この後報告事項で説明させていただきますが、体育協会が湖西運動公園外5施設の管理をすることとなったため、それに伴い減額となった。
あとの2件の補助金に関しては同額となっている。

(会長) 他に何か意見はあるか。

(委員) 意見なし。

【報告事項】

報告第1号 公の施設の指定管理者の指定について

(事務局) 湖西運動公園外5施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を得たので報告するものであります。
指定団体であります。特定非営利活動法人湖西市体育協会が候補として選定され、湖西市議会12月定例会で議決を得ました。指定の期間ですが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となります。

(委員) 自治会等で他施設を管理する時には草刈りなど他の業者に委託に出してはならないと指導を受けているが、そこらへんはどうなっているのか。

(事務局) 一括して他の業者に委託するのはダメであるが、業務の一部を委託に出すのは認めている。総合的に管理していってもらう。

(教育長) 施設を管理していただくのが基本であり、管理をする中で専門の業者へ委託をしてもらうのは可能である。

(事務局) 市が管理している時もすべて市が行っているわけではなく、他の業者へ委託等出していた。

(会 長) 他に何か意見はあるか。

(委 員) 意見なし。

(会 長) 全体を通して何か意見はあるか。

(委 員) 意見なし。

(午後 3 時 3 0 分 終了)